

## 特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク

### サービス管理責任者等研修事業 学則

#### (研修の開講目的)

##### 第1条 研修の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく障害福祉サービス並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援の質を確保するため、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の業務に従事する者を対象として、障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得し、資質の向上を図ることを目的とする

#### (研修事業の名称)

##### 第2条 研修の名称は以下の通りとする

神奈川県サービス管理責任者等研修事業

#### (研修の内容) 事業者指定番号)

##### 第3条 研修の内容

研修の内容は、厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年9月29日付厚生労働省告示第544号)に規定される研修(以下「サービス管理責任者研修」という)及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日付厚生労働省告示第230号)に規定される研修(以下「児童発達支援管理責任者研修」という)の実施

- ・ サービス管理責任者の役割に関する講義(共通)
- ・ アセスメントやモニタリングの手法に関する講義(分野別)
- ・ サービス提供プロセスの管理に関する演習(分野別)

#### (事業者指定番号)

事業者指定番号:003

#### (研修実施場所)

##### 第4条 研修の実施場所は次の通りとする

##### 第1回

- ・ 共通講義(224名) :「サンピアンかわさき(川崎市立労働会館)」

川崎市川崎区富士見2-5-2 TEL044-222-4416

・分野別演習

児童発達支援管理責任者（224名）：Aコース 「国民生活センター」  
相模原市中央区弥栄 3-1-1 TEL042-758-3161  
：Bコース 「ヴェルクよこすか」  
横須賀市日の出町 1-5 TEL046-822-0202

第3回

・共通講義（234名）：「相模原南市民ホール」

相模原市南区相模大野 5-31-1 TEL042-749-2110

・分野別演習

児童発達支援管理責任者（224名）：Cコース 「かわさき保育会館」  
川崎市川崎区渡田新町 3-2-8 TEL044-333-2111  
：Dコース 「小田原市民会館」  
小田原市本町 1-5-12 TEL0465-22-7146

地域生活（身体）（10名）：「KCN事務局 研修室」

厚木市旭町 1-9-7 旭町三紫ビル 302 TEL046-220-5380

（研修担当部署の名称、所在地及び連絡先）

第5条 研修担当部署の名称、所在地及び連絡先は次の通りとする

名称 特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク  
所在地 神奈川県厚木市旭町 1-9-7 旭町三紫ビル 302  
連絡先 電話：046-220-5380 FAX：046-220-5381

（研修期間）

第6条 研修期間

	募集期間	分野	定員	共通講義	演習
第1回	平成30年6月1日 ～ 平成30年6月25日	児童発達支援 管理責任者	224名	平成30年 8月21日	Aコース 平成30年9月25日～26日 Bコース 平成30年10月22日～23日
第3回	平成30年9月21日 ～ 平成30年10月17日	児童発達支援 管理責任者	224名	平成30年 12月7日	Cコース 平成31年1月29日～30日 Dコース 平成31年2月26日～27日

第3回	平成30年9月21日 ～ 平成30年10月17日	地域生活 (身体)	10名	平成30年 12月7日	平成31年1月29日～30日
-----	--------------------------------	--------------	-----	----------------	----------------

(研修カリキュラム・演習計画)

第7条 神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領に基づき、研修カリキュラムは、「サービス管理責任者研修事業の実施について」(平成18年8月30日障発0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の「サービス管理責任者研修事業実施要綱」(以下「事業実施要綱」という)のとおりとする。具体的な実施カリキュラム・演習計画については別紙のとおり

(講師氏名)

第8条 共通講義、分野別演習の講師

(1) 共通講義

氏名	所属
小川陽	社会福祉法人唐池学園
大友崇弘	社会福祉法人風祭の森
河原雄一	社会福祉法人藤沢育成会
小池憲一	一般社団法人秦野市障害者地域生活支援推進機構

(2) 分野別演習

児童発達支援管理責任者

氏名	所属
(演習統括)	
大友崇弘	社会福祉法人風祭の森
安保博史	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
飯塚純子	社会福祉法人びぐれっと
伊藤美晴	社会福祉法人至泉会
岡西博一	社会福祉法人常成福祉会
小川陽	社会福祉法人唐池学園
小倉輝久	社会福祉法人同愛会
柏美樹	特定非営利活動法人精神障害者のあすの福祉をよくする会びあ三浦
勝田俊一	社会福祉法人さくらの家農園

小池憲一	一般社団法人秦野市障害者地域生活支援推進機構
小松江美	社会福祉法人三篠会
古山恵治	社会福祉法人同愛会
佐藤敏彦	特定非営利活動法人藤沢相談支援ネットワーク
佐野良	社会福祉法人育桜福祉会
志賀信道	社会福祉法人聖音会
相馬妙子	特定非営利活動法人 roots
高橋幸治	社会福祉法人セイワ
田中努	社会福祉法人唐池学園
田中秀巳	特定非営利活動法人藤沢相談支援ネットワーク
東海康行	社会福祉法人よるべ会
富岡貴生	社会福祉法人唐池学園
永野祐司	社会福祉法人かながわ共同会
長谷川大輔	社会福祉法人ぴぐれっと
宮下拓	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
向山眞知子	社会福祉法人大和しらかし会
吉田展章	特定非営利活動法人藤沢相談支援ネットワーク
吉原正人	特定非営利活動法人鎌倉はっぴーくらぶ

#### 地域生活（身体）

(演習統括)	
青木昌子	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団
青木一男	社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団

#### (使用テキスト)

第9条 厚生労働省実施の平成 30 年度サービス管理責任者等指導者養成研修会で使用したテキストに基づき、神奈川県の実情等を加味したテキストを使用する

#### (受講資格と受講手続等)

第10条 研修に関する受講資格及び受講手続は次の通りとする

##### (1) 受講資格

サービス管理責任者を配置すべき指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設において、サービス管理責任者として配置している者又は今後配置予定の者、及び、児童発達支援管理責任者を配置すべき指定障害児通所支援事業所又は指定障害児入所施設において、児童発達支援管理責任者として配置している者又は今後配置予定の者

(2) 受講手続

募集要領は開講日の45日前までに、特定非営利活動法人かながわ障害ケアマネジメント従事者ネットワークに掲載する所定の申込書により申込をし、受講決定を受けたものは、受講決定通知書に記載された内容を遵守し、共通講義、演習を受講する

(3) 申込方法

申込方法：簡易書留郵便にて郵送

ファクシミリ、電子メール、電話による申込は不可とする

送付先：〒243-0014 厚木市旭町1-9-7 旭町三紫ビル302

(特非) かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク

申込期限：別途、研修募集要領で案内する

第11条 受講者の決定、受講方法

(1) 受講の選考

受講申込者が定員を超えた場合は申込み内容を審査のうえ研修実施要領に記載の受講者選考基準に基づき決定する

(2) 通知方法

受講決定通知は各法人あてに郵送する

(3) 受講の決定

受講決定後の受講分野、受講者、受講日程の変更等はいかなる理由があっても認めない

(受講料及びその他の受講に要する費用と納入方法)

第12条 研修に関する受講料及びその他の受講に要する費用と納入方法

(1) 受講料等の費用

受講料は、1分野25,000円とし、すでに他分野でサービス管理責任者研修を受講済みで、共通講義を免除されるものは、20,000円とする

(2) 納入方法

受講決定通知に記載された期限までに納付するものとする

納入方法等詳細については受講決定通知郵送時に案内をする

会場までの交通費等についても受講者負担とする

尚、受講決定後、納付された受講料はいかなる理由があっても返金しない

(研修修了の認定方法)

第13条 研修修了の認定方法については、「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」に基づき本人確認のされた受講生で、研修のカリキュラムを全て受講し、サービス管理責任者等としての知識を習得したと認められる者とする

- (1) 受講者は全日程の2日間あるいは3日間出席する必要がある
- (2) 遅刻、及び早退は欠席とみなし修了証書を交付しない
- (3) 著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話の使用等）、繰り返し注意された場合や、期日までに課題を提出しない場合には修了証書を交付しない

#### **（個人情報の取扱方法）**

##### 第14条 個人情報の取扱

- (1) 提出された個人情報について、研修事業以外の目的には使用しない
- (2) 研修事業に関する書類（申請書・届出の控え、受講者の出席状況等に関する書類、講師の出向状況に関する書類等）は、研修後5年間保存するものとする
- (3) 研修修了者名簿は、神奈川県に提出するものとする